

SC ネットワークあいち旅費に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、SC ネットワークあいち（以下「本会」という。）の役員及び事務局職員、臨時職員が用務のために出張する旅費を支給するために、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

- 第2条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、航空賃、船賃、日当、宿泊料とする。
- 2 鉄道賃、航空賃及び船賃は、路程に応じて旅客運賃等により支給する。
 - 3 車賃は、路程に応じて1 kmあたりの定額で支給する。
 - 4 日当は、出張中の日数に応じて1日あたりの定額で支給する。
 - 5 宿泊料は、出張中の日数に応じて1夜あたりの定額で支給する。

(出張命令)

- 第3条 出張は、会長の出張命令によって行われる。
- 2 出張命令者は、すでに発生した出張命令を変更する必要があると認める場合には、自らまたは出張者の申請により変更することができる。

(車賃)

第4条 車賃の額は、別表1のとおりとする。

(日当)

第5条 日当の額は、別表1のとおりとする。

(宿泊料)

第6条 宿泊料の額は、別表1のとおりとする。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、役員会の審議において決定する。

(補則)

第8条 その他、旅費の支給等に関して必要な事項は、運営委員会の決議により定める。

別表1

車賃	25円
日当（愛知県外）	200円
宿泊料	12,000円

附則

この内規は、平成26年4月12日から施行する。